

宮崎県ハンドボール協会専門部規程

第一章 総則

第1条 この規程は、宮崎県ハンドボール協会規約第28条の規程に基づき、総務部、普及・強化部、競技部（以下「部」という）を設ける。

第二章 目的及び事業

第2条 部会は規約第3条の目的を達成するため、会長の諮問に応じ専門部規程第3条から第5条に規定する事項を協議する。

第3条 総務・事業部

- ①事業計画及び収支予算に関すること。
- ②事業報告及び収支決算に関すること。
- ③全国、九州、県大会運営に関すること
- ④広報報道に関すること。
- ⑤競技記録収集に関すること。
- ⑥その他、他の部会に属さないこと。

第4条 普及・強化部

- ①普及振興策の立案、計画とその推進に関すること。
- ②選手強化の総合的な方策とその推進に関すること。
- ③指導者の養成、研修に関すること。
- ④医・科学的支援体制に関すること。
- ⑤その他目的達成に必要な事項。

第5条 競技部

- ①競技運営に関すること。
- ②選手登録に関すること。
- ③審判員の養成・研修に関すること。
- ④各種大会等への審判員の派遣に関すること。
- ⑤その他目的達成に必要な事項。

第6条 部会には部長を置く。

- 2 部長は、理事長及び副理事長の中から会長が委嘱する。
- 3 部長の任期は、2ヵ年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 4 部長は、部会を代表し会務を統轄する。

第三章 会議

第7条 部会の会議は、随時これを開催するものとし、その都度部長が招集する。

- 2 部長は、その会議の議長となる。

第8条 部会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 部会の事務は、本会の事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成 9年4月1日から施行する。

平成29年4月16日 一部改正

令和 7年4月13日 一部改正